

第一百四十七回

参議院農林水産委員会議録第十三号

平成十二年五月十八日(木曜日)
午前十時一分開会

委員の異動

五月十六日

辞任

岸

宏一君

中川

義雄君

森下

一水君

森下

博之君

木俣

佳丈君

藤井

中川

廣介君

中川

義雄君

三浦

鷦鷯

岸

宏一君

中川

義雄君

大沢

辰美君

須藤

美也子君

市田

忠義君

竹山

裕君

清水

嘉与子君

森下

博之君

阿部

正俊君

筆坂

秀世君

市田

忠義君

清水

嘉与子君

竹山

裕君

阿部

正俊君

岸

宏一君

中川

義雄君

市田

忠義君

竹山

裕君

阿部

正俊君

岸

宏一君

中川

義雄君

大沢

辰美君

須藤

美也子君

市田

忠義君

竹山

裕君

阿部

正俊君

岸

宏一君

中川

義雄君

大沢

辰美君

須藤

美也子君

市田

忠義君

竹山

裕君

阿部

正俊君

岸

宏一君

中川

義雄君

大沢

辰美君

須藤

美也子君

市田

忠義君

竹山

裕君

阿部

正俊君

岸

宏一君

中川

義雄君

大沢

辰美君

須藤

美也子君

市田

忠義君

竹山

裕君

阿部

正俊君

岸

宏一君

中川

義雄君

大沢

辰美君

須藤

美也子君

市田

忠義君

竹山

裕君

阿部

正俊君

岸

宏一君

中川

義雄君

大沢

辰美君

須藤

美也子君

市田

忠義君

竹山

裕君

阿部

正俊君

岸

宏一君

中川

義雄君

大沢

辰美君

須藤

美也子君

市田

忠義君

竹山

裕君

阿部

正俊君

岸

宏一君

中川

義雄君

大沢

辰美君

須藤

美也子君

市田

忠義君

竹山

裕君

阿部

正俊君

岸

宏一君

中川

義雄君

大沢

辰美君

須藤

美也子君

市田

忠義君

竹山

裕君

阿部

正俊君

岸

宏一君

中川

義雄君

大沢

辰美君

須藤

美也子君

市田

忠義君

竹山

裕君

阿部

正俊君

岸

宏一君

中川

義雄君

大沢

辰美君

須藤

美也子君

市田

忠義君

竹山

裕君

阿部

正俊君

岸

宏一君

中川

義雄君

大沢

辰美君

須藤

美也子君

市田

忠義君

竹山

裕君

阿部

正俊君

岸

宏一君

中川

義雄君

大沢

辰美君

須藤

美也子君

市田

忠義君

竹山

裕君

阿部

正俊君

岸

宏一君

中川

義雄君

大沢

辰美君

須藤

美也子君

市田

忠義君

竹山

裕君

阿部

正俊君

岸

宏一君

中川

義雄君

大沢

辰美君

須藤

美也子君

市田

忠義君

竹山

裕君

阿部

正俊君

岸

宏一君

中川

義雄君

大沢

辰美君

須藤

美也子君

市田

忠義君

竹山

裕君

阿部

正俊君

岸

宏一君

中川

義雄君

大沢

辰美君

須藤

美也子君

大体解決して、もうこれ以上累は及ばないという安全宣言みたいなものが出来て間もない事態であります。ただそれが結果を見ましたら、どうも、あれだけ農林省ばかりじゃなくて国を挙げて感染ルートを探つていたにもかかわらず、感染ルートがはつきりしないまま終結して、そして北海道へ飛んだわけですから、まずこの感染ルートに私は大きな注目をしなければならないということです。私自身もいろいろと勉強をさせていただきました。

まずはつきりしたことは、これは発表されておりますが、今回宮崎で発見されたウイルスと北海道で発見されたウイルスは全く同一のものである。染色体の並び方その他から見て全く同列のものであるということが発表されておりますが、これまでいわゆる口蹄疫ウイルスというものは世界じゅうで何種類ぐらい発見されたのか。そして、今回日本の二つの地区で発見されたウイルスは同一のものであるが、これと同一または類似したウイルスが日本以外でどこでいつ発見された、そういう事実があるのかないのか、まずその点を明らかにしていただきたいと思います。

○政府参考人樋口久俊君 口蹄疫のウイルスについてお答えを申し上げます。

口蹄疫のウイルスは、血清学的に大きく七種類に分けられると言われております。その中で、やや細かくて恐縮ですが、A、O、Cとかいろんな型の名前がついておりますけれども、今回分離をされましたウイルスはO型という分類に仕分けをされるということになつております。

また、世界各地で分離されましたウイルスは、お話をございましたように遺伝子の塩基配列によつてさらに細かく分類整理がされておりまして、現在六十種といいますか六十以上のサブタイプといいますか、そういうものがあると言われているところでございます。

今回我が国で分離をされました口蹄疫のウイルスは、これまでアジアの地域で分離をされたウイルスと類似の塩基の配列を持つてゐると言われて

おりますけれども、完全には一致をいたしておりませんで、一つのサブタイプといいますかそういうものの分離をされまして、命名もO-IJP-N二〇〇〇と命名されているということで、お話をございましたが、ほかのものとは違うタイプに扱われているということをございます。

○中川義雄君 アジアのどこの地域で全く同一種類のものが発見されたということになると、これはある程度感染ルートを解明するためには、点と点がわかりますから、その点と点との間にどういうキャリアが動いたのか、例えばえさだとか福わらだとかそういうものが動いたのかといふことからある程度逆推できるわけですねけれども、今のお話では類似のものがある七種類ぐらいに多く分けたうちのOタイプであつて、それはアジアに多いということになるから、これははつきりした地点は出すことはできないが、何となくアジアから入ってきた可能性があるというふうに類推できると思ふんです。

そういうことで、今回は、私自身全く素人ですかいろいろな書物を読んでみると、このウイルスはあるとき若干変化していく、常に変化していくんだということを考えますと、アジアのOタイプのものが日本へ入つてくるまでの間にある程度構造的に変化して日本型の新たな種類になつたというふうに類推してよろしいと思うんです。そうすると、アジアと宮崎県、宮崎県と十勝、またはアジアと宮崎県、アジアと十勝との間でキャリアが動いた、そのウイルスを持ったものが移動したというふうに類推しなければなりません。

しかし、これも農林省の発表を聞きますと、これまでいろいろと精査してきただが、宮崎県のものと今回の北海道のものとではウイルスは同じだがキャリアには共通性がないんだ。稻わらだとかえさだとか人の接触だとか、もちろん二千キロも離れておりますから、人の接触でそれが感染したなんということになつたらその間に日本じゅうにばらまくことになりますからそんなことは考えられません。空気感染も考えられません。そうすると、

まず宮崎と十勝を直接結ぶルートというものは考えなくてもいいんですね。ちょっとその点だけ確認させていただきたいと思います。

○政府参考人樋口久俊君 お話をございましたように、宮崎の口蹄疫とそれから今回北海道で発生しているというごとでございます。

係を示す情報は得られません。

当然、原因究明に向けていろいろ情報の収集、分析に取り組んでいかないといけないと思いますが、お話をございましたので、あえてそういう関係に言及するといたしますと、輸入された粗飼料というものが共通をいたしておりますので、これがかかるわつている可能性を念頭に置いて対応しないといけないんじゃないかなというふうに考えております。

○中川義雄君 今、局長さんがお答えになつたことで、私はもう一回ちゃんと確認しなければならないのは、宮崎の当該農家、当該地域でもアジアからの輸入粗飼料などを使つていて、この当該農家もアジアからの輸入粗飼料を使つてい

る。しかし、よく調べてみたら全く違うもので、ルートも違うものだということがわかつたわけです。そうすると、ますます混乱してきて、そこで予想される恐ろしいことは、まだ国内のどこの地域にこれが入つてくる可能性があると類推もされるわけです。そうすると、これは畜産業界ばかりの貴重な例が、感染ルートを解明するための手段としてかえつて難しくなつてきたと考えられます。

しかし、何としても感染ルートだけは断たなければ将来大変なことになつてしまふから、断つためにも感染ルートの解明というのが必要であります。今着手しているのは、まずは疫学的な部分、とりあえず本別町の畜農家と何らかのかかわりがあるところを中心、そこから広げていくといふ調査を行つてゐるところでございまして、その

す。そしてまた、輸入飼料その他を何ば押さえても、これは港の数の多さ、流通の複雑さその他を考えると簡単には解決できないものではないかと思うんです。

そういうことで、まずは感染ルートを解明するため、今回十勝で発見されたものも宮崎とある程度の類似性を考えて検体を集めた四百何個から集めた検体の一つがあらわれたんですが、この検体はこれまで調べた検体だけでいいのかどうか、もつと検体を広げて十分な調査をした方がいいのか。これはまだ農林省としては検討中かもしれないけれども、その点についての見通しがあれば、そしてまた感染ルートを解明するために今後はどんなやり方をするのかも含めて局長の見解をお伺いしたいと思います。

○政府参考人(樋口久俊君) 原因究明のためにいろいろな調査をやるわけでございますが、宮崎でやっているか、それから給与されているえさがどうなつていてるか、そういういわば疫学的な調査から着手をするわけでございます。たまたま今回の北海道で確認をされましたものも、宮崎に関連してござりますが、まず発生農場と導入されました導入元といいますか、そういうところとの関係が一つございます。それから近隣のものがどうなつてゐるか、それから給与されているえさがどうなつていてるか、そういういわば疫学的な調査からござりますが、また発生農場と導入されました導入元といいますか、そのうところとの関係が一つございます。それから近隣のものがどうなつてゐるか、それから給与されているえさがどうなつていてるか、そういういわば疫学的な調査から着手をするわけでございます。たまたま今回の北海道で確認をされましたものも、宮崎に関連してござりますが、まず発生農場と導入されました導入元といいますか、そのうところとの関係が一つございます。それから近隣のものがどうなつてゐるか、それから給与されているえさがどうなつていてるか、そういういわば疫学的な調査から着手をするわけでございます。

北海道につきましても、本別町で確認されました農家で、先ほどお話ししましたようにまずは疫学的な調査から着手をしていて、その中で得られた情報に基づいて、例えば宮崎でありましたよう全国を対象に、またその対象範囲をきつと整理をしながら検査、確認をしていくといふ作業が考えられるというところでございます。

調査の過程でわかりました材料に基づきまして必要な検査は当然やらないといけないと思つております。

○中川義雄君 そういう点で、北海道厅なども重大的な関心を持つて当該農家が輸入粗飼料をどこからどうやつて購入したかということを非常に解明しているんです。

それで、聞いた話なんすけれども、何せ農家が動搖しているものですからなかなか話したがらないというような中で、それでも相当粘り強く現地の組合長さんだと周りの人たちの協力も得てある程度聞いたんだそうです。しかし、それでも本当のことと言うとわからない部分がまだあると。これもまた困った話なんです。

共通して言えることは、苦小牧から入っているということです。苦小牧港から陸揚げされて入っている。ところが、御承知のように、宮崎で起きたときに、日本じゅうにいろんな粗飼料が入ってくるのですから、我が党の部会などで問題になつて、たしかあれは横浜港だつたと思ひますけれども、横浜港できちつとした施設のあるところだけ窓口を一本化して、そこで入れる場合は完全に蒸発その他をして安全であることを確かめてから入れる、そういう処置をとつたと言われているんですが、それはいつころから横浜港だけにしたのか、それがもしわかつていたらよつと教えていただきたい。

というのは、これもなかなか難しいんですけども、一つの稻わらだけは日にちがはつきりしました。平成十一年十二月三日に苦小牧へ入った品物であるといふことがわかつたそうであります。しかし、もう一つのある種のもの、これは聞くところによりますとサトウキビの葉っぱなどを印度ネシアあたりのサトウキビ産地で集めてきて、それを輸入しているんだそうですが、それについてはちょっとわからぬ。ルートをたどつていつても、苫小牧港に入つたことは間違ひないんですけれども、道府が調べてもいつごろ入つたかということさえ解明されていないということなも

のですから、これはこれとしまして、全国にあるいろんな港ではなくて横浜港だけを陸揚げ港に指定したのはいつからかだけは明らかにしていただきたいと思います。

○政府参考人(樋口久俊君) お話をございましたように、輸入粗飼料、特に稻わら、麦わらを中心にはいどいうような中で、それでも必要十分な消毒等を実施するということをしたわけでござります。

お話をございましたように、すべての港にそういう施設はございませんので、横浜港というのを代表的な事例としてお話をあつたわけでございまして、現在、我が国では三つの港にそういう施設がござりますので、そこで所要の措置をとるということにしておりまして、三月三十日以降入つてきたものについてはそういう措置がとられております。

なお、それ以前にも当然参つておりますので、それについては飼料とか敷料には使わないようにということで全国の関係の皆さんに通知をしたところをございます。

○中川義雄君 関係の皆さんに通知したのはわかることで、牛舎にて牛も異常に気がついて非常に興奮している。それを一頭一頭なだめながら所定の場所まで持つていくだけで大変だと。牛を扱いなれた人でなければならぬ。しかし、これは集めてもみんな嫌がつて、というのは当然なんです。牧夫というのは、牛を扱っている人たちというのは殺すために扱っているのではないんです。大事に大事に育てて、そして乳を生んでもらつたり商品として出すだけ、そういう仕事しかしたことのない人です。

ちょうど行つたときには雨が降つております。た。そば降る雨の中で、四メートル幅の四メートルの深さの堀を掘つて何十メートルと続けるんであります。それを四本、五本並べぬと七百頭頃というのは処分できないんだそうです。しかも、睡眠薬か何かを注射して眠らせてやるんだそうですがれども、移動している最中にそれが突然生き返つてくる。それはもう恐ろしい地獄を見るような作業である。当然だと思うんです。それで、なかなかこれは大変で一日や二日ですぐやれというふうに命令されてもできないということです。

私自身も、これは大変だということで、ちょうど十勝の音更町には昔の國の管理した家畜改良セメントーというかなり大きな施設があつて、今は特殊法人になりましたが、それは農林省の指導でそれ方々がいますから、その人を派遣していただきたいとお思ひますようにこれは何とかしつかりしたやり方をしていただきたい、これはここで言つても仕方がありませんけれども、要望であります。

次に、私も行ってびっくりしたんですけれども、法律に基づいて七百五頭を完全に処分してし

まわなければならぬ。これは七百五頭からある牛でありますから、それを七百五頭処分すると

かけて、どうやつてやるんですかと言つたら、まづ獸医師の協力を得て何とか法に基づいてやりたいために、だからおまえのところ二分の二割をいつたら大変なことでなかつたか。

最初、私はすぐ家畜保健所の所長さんに電話をかけ、どうやつてやるんですかと言つたら、まづ獸医師の協力を得て何とか法に基づいてやりたいために、だからおまえのところ二分の二割を七百五頭を処分しなさいと。そして、国がある程度補償することになつていますが、原価の八割程度補償されることになります。しかし、大変なのは当該農家であります。しかもすぐ

と、なかなか処分するのは大変なんです。しかし、大変なのは当該農家であります。しかもすぐから牛になれた人を派遣していただけないだろうか、これは命令していただきたいと。そうでない定したのはいつからかだけは明らかにしていただけないといふことです。

○政府参考人(樋口久俊君) お話をございましたように、輸入粗飼料、特に稻わら、麦わらを中心にはいどいうような中で、それでも必要十分な消毒等を実施するということをしたわけでござります。

○政府参考人(樋口久俊君) お話をございましたように、輸入粗飼料、特に稻わら、麦わらを中心にはいどいうような中で、それでも必要十分な消毒等を実施するということをしたわけでござります。

○政府参考人(樋口久俊君) 現在の仕組みについて御説明を申し上げます。

○政府参考人(樋口久俊君) 現在の仕組みについて御説明を申し上げます。

○政府参考人(樋口久俊君) 現在の仕組みについて御説明を申し上げます。

○政府参考人(樋口久俊君) 現在の仕組みについて御説明を申し上げます。

○政府参考人(樋口久俊君) 現在の仕組みについて御説明を申し上げます。

○政府参考人(樋口久俊君) 現在の仕組みについて御説明を申し上げます。

ともござりますので、地方自治体からも支援をしていただくということがあれば大変それは望ましいことではないかと考えております。

○中川義雄君 要するに、今回の問題は酪農家だと畜産農家の責任でないと思うんです、これは全く被害者だと思うんです、その人は。しかも、これはいつつくつた法律が知りませんが、相当昔の法律だと思うんです。口蹄疫なんというのはもう九十年も何十年も出たことがないわけですから。

ですから、昔は牛を個人で飼つてもせいぜい五頭とか十頭だと思うんです。今、十勝では個人でも一番多いのは五、六千頭飼っている農家もあるんです。五、六千頭飼っている農家もあらぬところへ波及して五、六千頭を農家に全部処分しろ、その費用を二分の一負担しろ、八割の原価しか補償しないとなつたら、これはもう首をつらぬとならないような状態だと思うんです。

だから、現行の制度に合わない法制度だと思うんです、個人に二分の一負担を強いるなんというのは。しかも、それは公益のためなんです。個人のためにやるんじやないんです。当該農家には何にもならない話です、全部ゼロになつてしまふわけですから。ゼロにして犠牲を払つて、周りに伝染しないようにする処置のために個人が負担する制度というのは、私はいい制度ではない、もつと言つて悪法だと、それはもう何十年も前ですからね。

ですから、これは大臣の責任においてこの法の内容だけは改正していただきことを当面やつていただきたいし、当該農家に対する費用負担の軽減、ある地域の町だけに負担させないでやるといふ意味で、これは法律でそうなつていますから簡単にできることかもしませんけれども、大臣の決意次第によつては費用の分散だとか何かでくると思いますので、その点、大臣の御決意を伺いたいと思います。

○國務大臣(玉沢徳一郎君) 今、委員からいろいろと御指摘をいただいたわけでござりますが、現

行制度のもとにおきまして今対応をいたしております。それで、今回得られた経験をもとにしまして、今後における侵入防止のための措置、発生時の防疫体制、原因究明のための調査等について現行制度を見直す必要があるのではないかと考えておるところでございます。

現時点ではまだ口蹄疫の終息を見ておりませんので具体的には申し上げられる段階ではありませんが、今般の口蹄疫の発生とその後の経緯を踏まえて、国、県、団体、生産者など、それぞれの課題等を整理することいたしております。その結果、必要があれば次の通常国会までに家畜伝染病予防法改正案を提出できるよう検討していく予定と考えておるところでございます。

○中川義雄君 次回の国会までという決意はわかるんですけれども、大臣、確認だけさせてください。個人負担という制度だけは、これだけは大臣の責任で、そんなものは次に提案するときではなくするということだけ一言入れていただきたいと思います。

○國務大臣(玉沢徳一郎君) これは法律の趣旨もそうですが、それでも、殺処分をされましたものに対しましては国が補償することになつておられます。しかし、埋却をするということについては国が二分の一ということになつておるわけです。が、生産者が二分の一といふ趣旨は、これはやはり原因負担という考え方があるわけでございま

す。そこで、「二分の一すべてを農家に、生産者に負担させるかどうか」ということについては、これはやはり制度上の考え方をもとにしまして今後ちょっと検討させていただきたい、このように思ひます。

それを、「二分の一すべてを農家に、生産者に負担させるかどうか」ということについては、これはやはり制度上の考え方をもとにしまして今後ちょっと検討させていただきたい、このように思ひます。

○中川義雄君 大臣、ちょっとくどいようですが、私は我々国會議員も重大な関心を持つて、委員長、この問題については処理していただきたい。

これは中身によりますよ、本当にその農家が何か手を抜いたことによって発症したものと口蹄疫とをもかも同じにして、これは発生者責任を追及するんだと。私はこの場合、何も国だけで全部

一番大きな問題はこれを広げちゃいけないという精神が一番大きいんですよ、処分するというの

は、ですから物すごく公益的な事業なんですよ。そのことも考えて善処していきたい、こう思つております。これは国會議員の責務でもあると考えておりますから、その点だけはよろしくお願ひしたいと思う。

それからもう一つ、先ほども冒頭言いましたが、北海道では農業粗生産額で一兆一千億ぐらいたったわけですから、もう九十年、百年と出ていな

いことだけは、もう九十年、百年と出ていな

いことだけは、もう九十年、百年と出ていな

いことだけは、もう九十年、百年と出ていな

いことだけは、もう九十年、百年と出ていな

いことだけは、もう九十年、百年と出ていな

いことだけは、もう九十年、百年と出ていな

います。

○藤井俊男君 改善を文書で要請したということあります。これは文書要請ということで報道されていますが、これは一般的に申しますと、民間の場合はありますし、国または地方公共団体の場合もあります。

○政府特別補佐人(根來泰周君) 談合行為といふのは事実ですか。

○藤井俊男君 改善を文書で要請したということあります。これは一般的に申しますと、民間の場合はありますし、国または地方公共団体の場合もあります。

○政府特別補佐人(根來泰周君) 談合行為といふのは事実ですか。

○藤井俊男君 改善を文書で要請したということあります。これは一般的に申しますと、民間の場合はありますし、国または地方公共団体の場合もあります。

いうふうに主語が決まつておりますので、発注者は事業者でもないし事業者団体でもないわけですが、ありますので、これに対し独占禁止法の処分は及ばないということになつてるのでございまます。

しかし、発注者がこういう談合に関与しているときには、私どもも法律ではそういうふうに白地になつてゐるから見過さずというわけにいきませんので、これは要請書ということで、これはお願いベースというとそういうことになりますけれども、それからもう一つは、もう少し

○藤井俊男君 改善を文書で要請したということあります。これは一般的に申しますと、民間の場合はありますし、国または地方公共団体の場合もあります。

て、例えば課徴金額が五十万円以下の場合は課さないといふようにいろいろございましたけれども、基本的には委員が御指摘ありましたように課徴金の納付命令を出す、こういうことに相なります。

○藤井俊男君 そこで、私は、一連の事件につきまして、これは国の補助事業をめぐる問題だと受けとめておるところであります。農改不信にこのことはつながるのではないかと思います。

農業基本法を策定されて、大臣がいつもおつしゃつておるよう、農業の多面的機能と、いうことで大上段で取り組んでおりますけれども、そういったものを發揮させるためにも、国民の理解と協力のもとに農政を発展させるという矢先です。

この辺について大臣はどう受けとめますか。

○國務大臣(玉沢徳一郎君) 今回の公正取引委員会が北海道に対しましてとった措置、このような事態は農業農村整備事業の補助事業にかかる予算の適正な執行の観点から極めて遺憾であると存じます。

このため、農林水産省としましては、補助金を交付する立場から、十五日、構造改善局長より北海道副知事に対して遺憾の意を伝えるとともに、改善措置についての早急な報告を求めたところであります。

なお、農林水産省としましては、排除勧告がされた業者に対し、工事請負契約指名停止等措置をやつぱり独禁法の関係で限界という声もございませんが、過去に事例としてはございます。

○藤井俊男君 今回の事件を振り返りますと、やつぱり独禁法の関係で限界という声もございませんが、過去に事例としてはございます。

○藤井俊男君 今回の事件を振り返りますと、やつぱり独禁法の関係で限界という声もございませんが、過去に事例としてはございます。

○藤井俊男君 先ほど申しましたように、本件は勧告をした段階でございまして、この勧告について当事者に異議がなければ応諾ということに相なります。応諾になりますと、

私どもの方はその応諾どおりの審決をするわけでございますが、そういう審決が終わつた後で課徴金という問題が起つてしまります。もちろん課徴金はすべての業者にかかるというわけではなく

て、例えは課徴金額が五十万円以下の場合は課さないといふようにいろいろございましたけれども、基本的には委員が御指摘ありましたように課徴金の納付命令を出す、こういうことに相なります。

○藤井俊男君 そこで、私は、一連の事件につきまして、これは国の補助事業をめぐる問題だと受けとめておるところであります。農改不信にこのことはつながるのではないかと思います。

農業基本法を策定されて、大臣がいつもおつしゃつておるよう、農業の多面的機能と、いうことで大上段で取り組んでおりますけれども、そういったものを發揮させるためにも、国民の理解と協力のもとに農政を発展させるという矢先です。

この辺について大臣はどう受けとめますか。

○國務大臣(玉沢徳一郎君) 今回の公正取引委員会が北海道に対しましてとった措置、このような事態は農業農村整備事業の補助事業にかかる予算の適正な執行の観点から極めて遺憾であると存じます。

このため、農林水産省としましては、補助金を交付する立場から、十五日、構造改善局長より北海道副知事に対して遺憾の意を伝えるとともに、改善措置についての早急な報告を求めたところであります。

なお、農林水産省としましては、排除勧告がされた業者に対し、工事請負契約指名停止等措置をやつぱり独禁法の関係で限界という声もございませんが、過去に事例としてはございます。

○藤井俊男君 今回の事件を振り返りますと、やつぱり独禁法の関係で限界という声もございませんが、過去に事例としてはございます。

○藤井俊男君 今回の事件を振り返りますと、やつぱり独禁法の関係で限界という声もございませんが、過去に事例としてはございます。

○藤井俊男君 先ほど申しましたように、本件は勧告をした段階でございまして、この勧告について当事者に異議がなければ応諾ということに相なります。応諾になりますと、

だきましたけれども、この談合事件についてのその後の取り組みをちょっとお聞かせ賜ればと思うのですが。

○政府特別補佐人(根來泰周君) 前にお尋ねございましたときには御報告しましたように、どういう事件をやつているかということは基本的には申し上げないことになつておりますけれども、既に新聞で報道されておりますので、私どもはその報道を否定するわけではございません。そのとおりだとうござります。

やつております。の口蹄疫について見たいと思っております。

これは、宮崎県で三月に発生しまして、これについてはお話をありましたように終息をしたということをお聞きしていくわけでございますけれども、先日大臣から、五月十六日、これら北海道における発生事件ということで報告を承ったところ

でござります。

その報告の中、感染経路がわからない、不明だということが一番気がかりになつております。中川先生からも監視の関係に非常に触れられまして、局長からも調査、そしてまた情報をもとにやつておるということで、輸入組飼料の関係に触れられております。私は、こういう中で監視体制を強化していくことがまず求められるのかなど、こういうことでお聞きをいたしておつたわけあります。

監査体制について、一つはどなたのか、あるいは、従来の防疫体制で本当によいのか、この辺に非常に疑問を持つものであります。

○藤井俊男君 終結はいつになるかちよつとあれ
ですが、先般は中間報告ということで私は承った
わけでありますけれども、こういう事件がいつば
いあるということで先般の私の質疑の中でも委員
長は述べておりますけれども、ぜひこれらの関係
についても、公正取引委員会は各地でいろんな形
で取り組みをいたしておりますので、目を光らせ
て委員長さんを中心へ頑張っていただければと思
います。要望にかえさせていただきます。
それでは、委員長さん、忙しいようですがから
構でござります。どうもありがとうございました。

いかと思いますので、この辺について大臣の率直なお考えがあればお聞かせ賜りたいと思います。
○國務大臣 玉澤徳一郎君 まず、感染経路がわからぬじやないかと、いう委員の御意見でありますけれども、今感染経路について調査しているわけであります。

て申し上げますが、宮崎県で発生した口蹄疫の発生原因及び感染経路を解明するために、これまで家畜の導入元農場、近接地の農場、人や車の交流があつた農場等について重点的に臨床検査及び血清学的検査を行いましたほか、分離されたウイルスと近隣諸国で確認されているウイルスの近縁性の分析、またそれに関連して口蹄疫汚染国からの粗飼料との関連の分析などを行ってきたところです。

他方、今般北海道で発生した口蹄疫につきましては、検出されたウイルスの遺伝子の断片が宮崎県で分離されたウイルスのものと同一であるとの結果が得られました。現在までのところ、これ以外に宮崎県での発生と北海道での発生との関係を示す情報は得られておりませんが、今後とも原因究明に向けた情報の収集、分析に鋭意取り組んでまいりたいと考えております。これまで得られている調査結果からあえて言及しますならば、輸入された粗飼料による可能性を怠慢に置いて対応しているところであります。

なお、委員がおつしやられました防疫体制を強化しろということにつきましては、人員その他については今まで増員してきているところでありますけれども、今後、鋭意その点についても十分留意して対応してまいりたいと考えております。

○藤井俊男君 この問題は私どもも重視をしておりますけれども、世界の中でアジア諸国、韓国、香港、モンゴル、我が国としても同時期に発生をしているということで、国際的な視点に立って、やはりもつと世界に目を向けて、今国際化時代ですから、私はそれらに目を向けながら、補償よりもむしろ発生させない、先ほど補償の関係を中川先生は触れられましたけれども、視点を変えて私は物を見ましたけれども、発生させないことが必要だと思いますので、この辺の関係でぜひ防疫体制の充実を、今、大臣からも述べられておりますので、ひとつよろしくお願いを申し上げたいと思います。

摘要の中で、水際での努力といいますか、これが大事だというお話があつたわけですけれども、もちろんそうした家畜伝染病予防法に基づくさまざまの措置、そして、そうした悪性の伝染病の侵入防止を図るという、水際におきます侵入防止の徹底という点につきましては、農林水産省もこれまで最大限の努力を注いできたところです。

ちなみに、御質問にありました検疫官の数、ふえてきているのかどうかという御指摘が先ほどあつたと思いますので、その点について補足させていただきます。

平成十二年四月現在、家畜防瘦官の数は二百六十五人ということになつております。約十年間で六十名程度ふやしてきている現状にあります。

○藤井俊男君 ありがとうございます。
次に、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案についてちょっとお伺いしたいと思います。

○國務大臣(玉沢徳一郎君) 加工原料乳の生産者
補給金制度は今まで大きな役割を果たしてきたと
思います。生産者とメーカーとの間において、ど
ちらもこれが成り立つような形で制度を維持し、
そして、今日の酪農及び乳製品、牛乳産業の発展
に大きく役割を果たしてきた、こういうふうに評
価しておるわけでございます。

しかしながら、加工原料乳生産者補給金制度の仕組みは、市場評価にかかわらず加工原料乳及び乳製品について一定水準の価格及び手取りが実現されるものであることから、生産者及び乳業者の自発的な改善努力が促進されにくいものとなっています。

七八〇

○藤俊男君 そうしますと、この暫定措置法、これまで昭和四十年に制定をされて三十五年たつわけでございますけれども、幾多のいろんな変遷とともに、この制度見直し後において、加工乳生産者のが再生産可能な手取り額が確保されるのかどうか、この辺をちょっと私は考えるわけでございますが、いかがなものでしよう。

○國務大臣(五沢徳一郎君) 新たな制度のもとにおきましては、保証価格から基準取引価格を差し引いて補給金単価を求める方式を廃止し、生産者に市場の情報が的確に伝達されるよう市場実勢を反映した加工原料乳の価格形成を実現するとともに、加工原料乳の再生産を確保する観点から、毎年度決定される一定の単価による生産者補給金を交付することとしております。

また、加工原料乳の取引価格は、新制度では指定生乳生産者団体と乳業メーカーとの交渉により決定されることになりますが、生産者にとって対等な立場で価格交渉ができるよう、生乳の需給調整の強化、指定生乳生産者団体の広域化等の条件整備を推進することとしており、新たな生産者補給金の交付と相まって生産者の手取りは確保できるものと考えております。

○藤俊男君 生産者の手取り額が確保されるということであるならばそれにこしたことはないわけでございます。

そこで、今回もこの法律の改正が暫定措置法になつてゐるわけであります。私は、この前の大豆的なねのときも暫定措置法ということはあり得るのかと、三十五年も四十年も統いて、また暫定、これからもずっと続くのはいかがなものかということで、私は恒久法ぐらいにいたらどうだろうと、こういうことも述べましたけれども、暫定措置法とする理由を、これは大変恐縮ですがもう一度この場で、今回もこれですから、お聞かせを賜りたいと思います。

○國務大臣(五沢徳一郎君) これは我が國の農業を考えていただければわかると思いますけれども、いわゆる国内的な保護が必要でなくなつて外国と十分競争できるような段階になるまでは暫定的で、こういうふうにお考えをいただければいいと思うんです。

したがいまして、三十数年たっておりますけれども、まだその十分な措置はできないと。しかし、國家百年の計ということもあるわけですから、これは三十年だって暫定は暫定だと、こういうお考えでいいと思います。何も恒久的なものでなければならぬということじゃないと私は思いますよ。多面的機能というのはそういうことなんですか。多面的機能というのはそれぞれの国々に与えられたハンディをどうやって対応してやつていくかと。

大きい声を出しているから心配していますけれども、要するに全部が同じ条件で競争できればそれにはこしたことはないわけですねけれども、競争できない場合におきまして、農業の果たしている役割というのはただ生産ばかりではなくして、国土の保全とか食料の安全保障というような観点から必要だということを言つた場合におきましては、それぞれの措置をとつて継続的な農業が展開できるような措置をとるということは当然のことじやないかと。それを暫定と言つて何が悪いか、こういうことです。

○藤井俊男君 や、大臣、私は大きい声であれでしたけれども、大臣の熱意はわかるんです。私は大臣の熱意はわかるんですが、素朴な疑問を感じるものですからお聞きしたということで受けとめてください。そういうことでよろしくお願ひします。

もう一つ牛乳・乳製品の消費拡大でちょっとお聞きしたいと思うんですが、牛乳製品の表示はやつぱり私は適正に行つて国産牛乳の需要拡大をぜひ図るべきだろうと思つております。

特に牛乳の関係、いつも私はここへ来て思うんですが、私もきょう水を飲ませていただいており

私もいるんですよ。これはやっぱり生産者から見ればばかけた話だということで、私も先日新聞の記事を見て、「まちの声むらの声」で「家庭でもうじ値段で安売りされるのは悲しいものだ」ということで言われておりますので、せひこの辺も牛乳を広めていく、これが消費拡大に必要だうと思うんです。

委員長、時間がないですからあれですが、牛乳、私きょう持つてきてみたんです、北海道のこの牛乳、この牛乳ということを使うのは生乳の五〇%というふうなことをいつているんですが、たまには農林水産委員会で牛乳をみんな出して、ああなるほど農林水産委員会は牛乳を促進しているなど。水を促進しているといえばそうかもしませんけれども、私は、これは水入りということもありますが、のでもう時間の関係でやめますけれども、いざれにしても、こういふ牛乳のもう少し消費拡大に向けて取り組む、これだけ聞いて終わりにします。

○國務大臣(玉沢徳一郎君) 極めて重要なことだと思います。

私は、牛乳のこれから消費の拡大といいますのは、牛乳そのものを飲むということを大いに宣伝していくことも大事であります、同時にやはり付加価値をつけて、水よりも高い加工品、こういふようなものもつくっていくといふことが大事じやないかと思います。

例えば、日本人の六割ぐらいはピロリ菌といふものを胃の中に持つておつて、胃痛の原因等にならるそうでございますが、そういうものに対してもヨーグルトが発明されまして、そして今特許申請がなされているそうですございますが、そういうようなものが本当に普及していけばこれはもう健健康にもいいし消費拡大にもプラスになると、こういうことでござりますから、新しいやはり食品を開発していくながら消費拡大をやっていくと。また、牛乳はどんなに健健康にいいかということも大いに宣伝をして消費拡大をやっていくということ

○藤井俊男君 終わります。

○渡辺孝男君 先ほど中川委員それから藤井委員の方からお話をありましたけれども、私も北海道の口蹄疫についてまず質問させていただきます。

宮崎県の宮崎市と高岡町で患者と診断されました肉用牛より分離されました口蹄疫ウイルスは、いずれもアジア地域で分離されましたウイルスと近縁のウイルスであります。O—J—P—N—2—O—O—Oであることが判明しましたけれども、今回五月十一日に新たに疑似患者と診断されました北海道本別町の肉用牛から分離されたウイルスもやはり同じ株であったというふうに聞いております。それによって疑似患者でなくて患者となつたということです。

九州と北海道に同種の株の口蹄疫が検出されたことを受けて、今回の国内の口蹄疫発生の原因それから伝染経路について、今まででも御答弁ありましたけれども、現段階でどのように考へておられるか、玉沢農林水産大臣にお伺いしたいと思います。

○國務大臣(玉沢徳一郎君) 北海道の発生農場の飼養牛から検出されました口蹄疫ウイルスの断片について分析をしましたところ、その塩基配列は、宮崎県で分離されたウイルスのものと同一であるとの結果を得ております。

現在までのところ、これ以外に宮崎県での発生と北海道での発生との関係を示す情報は得られておりませんが、今後とも原因究明に向けた情報の収集、分析に鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

これまで得られて いる調査結果からあえて言及をしますならば、輸入された粗飼料による可能性を念頭に置いて対応しているところでございまます。

○渡辺孝男君 なかなか感染ルートの解明というのは難しいと思うんですけれども、今後、日本においては非常に重要な伝染病になつてきたということがありますので、その取り組みを一生懸命

やつていただきたいと思います。

次に、今年の四月に発表されました農水省の口蹄疫の発生に伴う対策等についての中、家畜伝染病予防制度の見直し検討とありますけれども、農水省としましてはどのような見直しを行つていく方針なのか、金田政務次官にお伺いしたいと思います。

○政務次官(金田勝年君) 家畜伝染病予防法の見直しについての御質問でございます。

今回の口蹄疫の発生に伴いまして、関係者は現行制度の枠組みを中心でできるだけの対応をこれまでしてきたところは申し上げるまでもないわけですが、今回得られた経験等を勘案いたしましたと、今後における侵入防止のための措置、それから発生時の防疫体制、そしてまた原因究明のための調査等につきまして、現行制度を見直す必要があるのではないかというふうに考へておる点もあるわけであります。

現時点では、まだ口蹄疫の終息を見ていないということもござりますから、具体的には申し上げられる段階ではありませんけれども、今般の口蹄疫の発生とその後の経緯を踏まえまして、国そして県、団体そして生産者など、それぞれの課題等を整理することとしておるわけであります。その結果、必要があれば、その必要のある内容について、次の通常国会までに家畜伝染病予防法改正案という形で提出できるように、今後検討していくたい、このように考へておるわけであります。

○渡辺孝男君 先ほどの発生源の農家の負担の問題等、百年前とは違った状況もございますので、よく検討していただきたいと思います。

次に、先ほどの同対策では、輸入の稻わらそれから麦わら及び乾牧草について当分の間動物検疫の対象としておりますけれども、この検疫体制が十分なのかどうか、先ほども質問にございました。また、この当分の間というのはどの程度の期間を想定しているのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○政府参考人(樋口久俊君) 今般我が国で発生を

しました口蹄疫につきましては、輸入をされました稻わら、麦わらあるいは乾草が原因である可能性を完全に否定し得ない、むしろ、先ほども大臣からも御答弁がございましたけれども、その可能性を念頭に置きながらいろんな対応をしておるところでございますが、恐らく先生の御質問されたのは、三月末に私どもが当分の間これを検疫対象にするという措置を内外に発表しましたので、その当分の間はいつまであるかという御質問ではなかろうかということを前提にお答えを申し上げます。

冒頭お話をしましたように、輸出国で加熱等の適切な措置がとられて口蹄疫のウイルスが殺されていることが考えられる稻わら等を除きまして検査をする。逆に言うと、検査をしなければならない可能性が消えてしまわない限りは対象に

するということでおざいますので、現在配置をしております検査官による検査は、輸入された稻わら等が口蹄疫の発生原因であることが逆に否定をされるということがない限りは継続する必要があるんじゃないかなと思っておるところでござります。

○渡辺孝男君 また、同対策の方では、万一の蔓延防止のため、ワクチンの追加蓄積、全部で四百万ドーズを発注したというふうに書かれておりましたが、これはどこに発注しておるのか、またこのワクチン量というのは家畜頭数分相当に当たるのか、このぐらいの量で十分なのかどうか、これをちょっとお聞きしたいと思います。

○政府参考人(樋口久俊君) 既に先生御承知だと思いますが、国際的には、口蹄疫のような伝染病が発生しましたときは、その撲滅につきましては、現在の技術といいますか、情報の伝達あるいは診断技術が大変高度化をいたしておりますので、そういうことを背景に、とにかく早く摘発して淘汰をする、ワクチンは使用せずに戸延防止をするということが第一の課題とされております。

逆に言いますと、ワクチンを使用しましたならば清浄国に回復するのに大変な時間と労力を要するということになりますので、私どもができるだけ早期に清浄化を目指すということを基本にしておりますので、使用するということは万々一といふふうに考えております。

ただし、お話しございましたように、さはさりながらそういう事態を頭の中には置いていないとおこなわぬいう事態を頭の中には置いていないとおこなわぬことになりますので、私はさりげないといふことになりますが、恐らく先生の御質問されたのは、九州全域に飼われております牛それから豚、これを合わせると約四百万頭分ぐらいい備蓄をしておかないといけないんではないかといふことで、その時点では二十万頭分しか所有をいたしておりますが、オランダ、ドイツ、フランス等に交渉をしますか発注をしまして購入して準備をいたしました。

ただ、宮崎の場合は使用しないでそのまま保有をいたしております。北海道の場合も、当然、先ほど御説明をしましたように万々一の場合でございますけれども、現在飼養されている頭数が百八十万頭といふうに私ども掌握をいたしておりますので、現在所有をいたしておりますワクチンでも頭数でいいますと十分可能ではないかといふふうに思っています。

なお、くどくて申しわけございませんが、これができるだけ使いたくないということが前提で対応をしているところでございます。

○渡辺孝男君 やはり人間の場合と家畜の場合で周辺に与える対応が違うということで、とにかく患者あるいは疑似患者はきちんと処分するというような対応が第一といふうなお答えだったと思ふ。今後、先ほども北海道での口蹄疫発生に関しまして、やはり一番問題になるのは風評被害の発生です。今後、先ほども北海道での口蹄疫発生に関しては、いかに大臣は述べられたわけありますけれども、これから、これは本当にあつては

いう懸念のされることがあったというような先ほど中川委員の方からお話をありましたけれども、

この風評被害の発生防止のために現在どのように対応を農水省としては行つているのか、お聞きしたいと思います。

○政務次官(金田勝年君) 風評被害を予防する

ことは、関係者に対しまして正確な情報を提供するということが非常に重要なポイントになるわけでありまして、先ほど中川委員から、北海道の口蹄疫の発生に伴います風評被害の予防について、広辞苑の記述まで御指摘いただいたわけですね。

農林水産省といたしましては、北海道の口蹄疫の発生以降、記者発表のたびに口蹄疫は人に感染することはない旨を明示してきたわけであります。また、五月十二日付で生産者そして生産者団体に通知を发出いたしまして、現在流通しております食肉、牛乳等につきましては安全性に問題がないことから、風評被害が生じないように生産、流通関係者及び消費者等に周知を図りますとともに、みずから風評被害を引き起こすことのないよう注意を喚起しているところであります。さらに、五月十六日でございますが、厚生省と共同で、現在所有をいたしておりますワクチンで流通関係団体を招集いたしまして、最新の情報提供、安全性の周知及び円滑な流通の確保を要請したところであります。

今後とも、厚生省そして北海道を初め関係者と連携をしながら、さまざまな機会をとらえて、流通においております畜産物の安全性についての情報提供と円滑な取引の指導に努めてまいりたい、このように考へておる次第であります。

○渡辺孝男君 公明党としましても、五月十三日、北海道本部の伊藤口蹄疫対策本部長並びに丸谷佳織衆議院議員らによる現地調査を行つたところでありますけれども、大臣が述べておられましたように、戸延防止に最大の努力を払い、畜産經營等が円滑にできるように万全の対策を講じてまいりたい、そのように大臣は述べられたわけありますけれども、これから、これは本当にあつては

ならないことがありますけれども、他の地域での発生防止も含めまして最大の努力をお願いしたい、そのように訴えたいと思います。

では、本題の加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案について質問させていただきたいと思います。

最初に、現行法による不足払い制度は、加工原料乳の生産者である酪農民の再生産とそれから所得を確保し、乳業メーカーにおいてはその利潤を保証するものであったわけあります。これによつて我が国の酪農はかなり発展してきましたがあります。

そこで、日本の酪農経営の現在の状況、国際的にどのような水準にあるのか、日本、EU、米国、豪州等の一戸当たりの飼養頭数あるいは一頭当たりの年間乳量について、直近のデータを示していただきたいと思います。

○政府参考人(樋口久俊君) それでは、外国と比較しました飼養規模等について御説明を申し上げます。

お話をございましたように、我が国の酪農は、経営者の皆さんあるいは関係者の皆さん大変御努力をしていただきまして、極めて短い時間で著しい発展と構造変化を遂げまして、我が国農業の基幹的部門に成長しております。

これによりまして、我が国農業の一戸当たりの飼養の規模を比較してみると、これは成畜でございますけれども、全国では三十六頭、北海道で五十三・六頭というふうになつております。これはオーストラリアでござりますと百四十八頭ほど、それから米国では七十八頭ほどというふうなことですのでござりますが、EUの平均規模が二十四頭でございますので、これを上回った水準になつてゐるということで、そこまで拡大をしてきているということです。

また、お話をございました一戸当たりの乳量で見ますと、家畜改良が進んでおりますし、また皆さんの御努力で飼養管理技術の向上が着実に進んで

おりまして、米国の七千七百九十八キログラム、これは一年でござりますけれども、これに次ぐ高い水準の七千二百三十八キロという水準が達成をされております。これにより、一戸当たりの生乳の生産量は二百六十一トンということになつております。EUの平均の百三十六トンを大きく上回った水準になつているということをございます。

○渡辺孝男君 今のお答えにありましたように、

日本では現在EUをも凌駕する水準まで規模が拡大してきたということですけれども、その点で、これは大臣にお伺いしたいんですけど、お伺い

も、現行法の不足払い制度が果たしてきたこれまでの政策効果についてどのように考えておられるか、お伺いしたいと思います。

○國務大臣(玉沢徳一郎君) 加工原料乳のいわゆる不足払い制度につきましては、昭和四十一年の制度発足以降、飲用乳に比べて不利な加工原料乳の生産者に対し一定水準の手取りを保証することを通じまして、我が国酪農が零細な構造から脱却し、大きな発展を遂げるに当たり重要な役割を果たしてきましたと考へております。

しかしながら、この仕組みにつきましては、市場評価にかかるわらず、加工原料乳の生産者に一定水準の手取りが確保されますが、結果、生産者に販売価格の動向が伝わらず、生産者、生産者団体の生産販売努力が促進されにくくものとなつていると問題が顕在化しております。

このような状況を踏まえまして、需要の動向に応じた加工原料乳の生産を促進するため、市場評価が生産者手取りに反映されるよう、新たな生産者補給金制度に移行することとしたところでござります。

○渡辺孝男君 これまでの制度でもかなり政策効果はあつたけれども、今度新しい時代に入つてまたさらなる発展を期すために改正が必要だったといふふうなお話と承りました。

次に、金田政務次官にお伺いしたいんですけど、この改正法案に対しまして、酪農家が現在

漸減しているあるいは生乳の生産量も最近ちょっと少なくなつてているというような状況のもとで、北海道や都府県の生産者あるいは農業協同組合、あるいはまた乳業メーカー等がどのような反応を示しているのか。皆、賛成してやりましたような状況にあるのかどうか、その点、お伺いしたいと思います。

○政務次官(金田勝年君) 今回の制度改正に当たりましては、昨年の三月でございましたが、新たな酪農・乳業対策大綱を策定したわけでありまして、これは生産者あるいは酪農・乳業関係者の意見を聞きながらこの大綱を策定いたしております。

さらに、昨年の十二月、具体的な法律改正の内容につきまして、生産者あるいは乳業者の立場を代表する方々、そしてまた学識経験者の参加を得て、乳製品・加工原料乳制度等検討委員会制度部会におきまして具体的な法律内容を議論、御検討いただき、その結果、今回の制度改正に至つたわけございます。

実際にいろいろと御意見その後も聞いておる状況の中で、今回の制度改正によりまして、生産者あるいは農協等の生産者団体にとりましては、創意工夫を生かした生産販売努力の促進による所得水準の向上が期待できる。そしてまた、乳業メーカーにとりましては、製造コストの低減努力等によります合理的な価格での乳製品の販売促進ができるというふうなことが期待されるところでございまして、生産者、そして酪農・乳業関係者の十分な理解と賛同を得ているものと私どもは考えております。

今後、本改正法案を成立させていただきました暁には、関係者に対しまして制度の改正の趣旨についてさらに一層の周知と理解を図つてしまひました。そういうふうに考へておられます。○渡辺孝男君 やはり一生懸命に酪農に取り組んでいる農家の方々が今後の経営状況が不安に陥らないようしつかり取り組んでいただきたい、そ

れは大臣の方にお伺いしたいんですけど、お伺いしたいと思います。

これは大臣の方にお伺いしたいんですけど、も、今回の法改正で、現在、牛乳それから乳製品の自給率七一%でありますけれども、この向上を現在私どもは目指しているわけでありますけれども、この改正によってより一層の自給率向上につながっていくんだというふうに思つておいでございますけれども、大臣の方の見解をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(玉沢徳一郎君) 今回の加工原料乳法の改正は、まず需要動向に応じた加工原料乳の生産が促進されるよう生産者補給金制度を見直すことをとしたところでござります。したがいまして、やはり生産者の課題、また流通製造段階での改善、そうしたところを一つ一つ改善しながら、需要者の動向等にも十分留意して、そして生産したものが多く消費されるよう図つてまいりますならば自給率の向上に十分役立つ、こういうふうに考えておるところでござります。

○渡辺孝男君 時間の関係で最後の質問になりますが、本計画では、平成二十二年度の牛乳・乳製品の望ましい食料消費の姿を一千三百十八万トン、それから生産努力目標を九百九十三万トン、そして自給率目標を七五%としております。

しかし、自給率の長期にわたる低下傾向の中で自給率目標七五%を達成するためにはさらに二割ぐらいいの生産コストの低減が必要とされている、そのような見解を述べる方もおられるわけあります。農林水産大臣としましては、今後、今回の法改正を含めましてどのような取り組みをされていくのか、大臣より答弁を求めておきます。

○國務大臣(玉沢徳一郎君) 目標は、委員のおつしやられましたように、九百九十三万トン、七五%としたところございますが、現在は七一%八百五十万トンでございます。

今後、生産努力等いたしまして、コスト面での問題の解消が必要であると考えております。

そのためには、自給飼料生産の推進や放牧の活用、飼料給与技術の向上、効率化、未利用資源の活用

等による飼料費の低減、また飼養規模の拡大や省力的な飼料管理方式の導入等を通じた飼料管理の合理化による生産性の向上、さらに家畜改良、個体管理の徹底等、生産・経営管理技術の高度化による一頭当たりの乳量の向上等を推進していくたいと考えておるところでございます。

なおまた、先ほど申し上げましたように、生産面での努力と同時に、流通あるいは加工産業等の改善も相まって、この目標を達成していきたい、こういうふうに考えておるところでございます。

○渡辺孝男君 ありがとうございました。

効果が十分でない、こう判断したからこうした防疫措置をとったのではないのか。畜産局長に質問いたしました。

○國務大臣玉沢徳一郎君　思ひません。
○須藤美也子君　きつぱりおっしゃいましたね。
それでは、九七年四月三日の家畜伝染病予防法改正の当委員会では、「台湾において豚の口蹄疫が発生し、深刻な事態になつてゐることに対処して、日本国内への侵入防止と国内における防疫体制の整備に万全を期すること。」、こういう附帯決議を行いました。本来であれば、稻わらの自給はその時点からやるべきではなかつたんでしようが、ところが、その次の年の十月にはもう輸入がまた禁じられ、しかも二ヶ月前より貿易金額を上乗に訂めたうえで

○國務大臣(玉沢徳一郎君) 今までとつてきた措置でございますけれども、宮崎県の口蹄疫発生に係る対策としましては、畜産経営が円滑に継続できますよう、家畜市場再開後における価格低下の影響を緩和するための価格安定対策を初め、一定期間出荷ができないことに伴う畜産経営の影響等対策、畜産物の安全性のPR等の消費対策、被害を最小限にとどめるための蔓延防止対策、韓国、台湾等からの輸入が停止された稻わらの安定供給対策を講じることであります。これによ

○委員長(若林正俊君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、佐藤昭郎君及び筆坂秀世君が委員を辞任され、その補欠として久野恒一君及び井上美代君が選任されました。

のにつきましては輸入を認めるといいますか、輸入がされる、これは先生御承知のとおりでござります。

戻つてしまつた。私は、農水省に緩みがあつた、しかも附帯決議を厳しく受けとめておられなかつた、こういうふうに言わざるを得ないんです。また再び大臣にお尋ねいたします。

九十二年間も国内に発生していない口蹄疫は外國から入つてき、こういうものであることをあなた

り、総合的な対策を措置しているものと考えると、ころでございます。

口蹄疫の蔓延を防止するということにつきましては、一定の移動規制等を行い、さらにはまた船わらその他につきましても輸入を行わないようしたわけでありますて、各段の措置をとつてきな

○須藤美也子君 先ほど来、北海道の口蹄疫について質問がされたわけですけれども、私は前回の委員会で宮崎の口蹄疫について質問をいたしました。宮崎の口蹄疫は安全宣言ということで大変にかかったと思つたんですけれども、一転して北海道の方で口蹄疫が発生したと。るる現場の北海道の方からの、議員から切実な問題が出されて、大変胸の痛む思いをして聞いていたのですが、まずどこでも台湾産稻わらなど輸入粗飼料を使っており、宮崎同様 感染源の一として疑われているわけです。

農水省は今回、中国、韓国、北朝鮮、台湾の「口蹄疫非清浄国などのわらなどを検疫の対象にしてホルマリン消毒の防疫措置をとることにしたわけですね。ただし、中国の稻わらは十分な加熱処理がされているとして対象にしておりません。台灣産稻わらについては温風吹きつけという処理がされていなかどうかにかかわらず防疫の対象にしたわけですね。事実上輸入は難しくなったわけですね。

そこで、お聞きいたしますけれども、台湾産稻わらについては台湾での処理が口蹄疫発生防止上に

ているということで、決して危ないとか危なくなないというのが前提に立つて、こつちはとめてあつたちはセーフだというようなことにしてるということではございません。

○須藤美也子君 しかし、万が一の不安があるから今回こういう防疫体制をとったわけですよね。

九七年の口蹄疫が大発生した台湾からもこういう不安があるもとで輸入が行われてきたわけですね。統計を見ますと、口蹄疫発生の九七年以前に輸入約二十万トンのうち半分が台湾から輸入されています。それが口蹄疫発生でしばらくゼになりましたね。ところが、九七年に発生して、九八年の十月から輸入が再開されております。その後またウナギ登りにふえて、九年には約九五トンになっていますね。

こういう点で、去年の十一月から北朝鮮、中国を抜いて最大の輸出先に返り咲いたわけですねけれども、大臣にお尋ねいたしますが、防疫対象にせざるを得ない不十分な処理しかしていない台湾の輸入が復活、こんなにふえてきたのは、國の口蹄疫侵入を防止する意識や体制に緩みが生じ

○國務大臣（玉沢徳一郎君） これは、國が万全の措置をとることは当然のこととざいます。○須藤義也子君 それでは、そういう立場で考へておるのであれば、先ほどそういうことはありませんと言ひ切つたことに私は非常に矛盾を感じております。

そういう点で、今、北海道では移動制限で、制限区域にとどまらず、かなり広範な周辺区域の畜産農家が被害に遭つてゐる、先ほど中川議員がおつしやつたとおりであります。出荷できないため収入が途絶え、えさ代も余分にかかる。

このような被害について、本来、口蹄疫を侵入させない防疫の責務を持ち、その上、原因であつて疑われている、否定できない稱わらの輸入を止められたから再開、急増させてきた責任の点からも、先ほど要請が出されました。國の責任でございました。國は当然、國へ向うした被害に対する万全な補償、これは間違いないですね、防疫に対してして。

○須藤美也子君 それでは、具体的にちょっと。
先ほど中川議員もおっしゃいましたけれども、私は宮崎の経験というのは非常に貴重な経験だつたと思うんです。あのときは、補償金とか、あるいはいろいろな対策をおどりになつていただいたわけですね。ここでは、えさ代の立てかえ払いとか、あるいは粗飼料の確保を図る、さらに価格保証でんを行ふ、またおつしやいました感染経路の説明ができるだけ早くきちんとやる。これは一生懸命やられていると思いますけれども、それをやつていただきたい。

このことについて具体的な要請があるわけですから、国は地元の要請にこたえて万全な体制で安全な補償を支援する、そういう姿勢をとつていただきたいと思うんですけれども、いかがですか。それはそんなに難しくないことだと思うんですけども、答弁をお願いしたいと思います。

○國務大臣(玉沢徳一郎君) 宮崎県でつて今までの措置は当然のことだと思いますが、北海道の口蹄疫発生に対する支援措置につきまして

も、今までとったことを基本に、関係者等の御意見をお聞きした上で、畜産経営が円滑に継続できますよう万全を期してまいりたいと考えております。

○須藤美也子君 北海道の被害者の、先ほどおつしゃいました具体的に七百頭も自分が飼育してきました牛を殺さなければならぬ気持ち、それを聞いて私は胸が痛みました。大臣も恐らく胸を痛めていると思います。そういう被害者の立場に立つてぜひともその声を聞いていただきたい、万全な措置をとつていただきたい、そういうことを重ねてお願いいたしまして、法案に移させていただきたいと思います。

日本共産党は、三月に、これも北海道の根室市、浜中町、鶴居村、こういうところに調査に行きました。この中で、農協組合長や酪農生産者の皆さんに今回の制度変更に対する声を聞いてまいりました。どこでも、今後、乳価がどうなるか不安だ、鉄路・根室地域は酪農が基幹産業 酪農が衰退したら地域が滅んでしまう、こういう深刻な声が寄せられたわけです。また、農協組合長さんからは、今回は初めての大きな制度変更だ、それにもかかわらず私たち現地の農協の意見を求められることもなかった、こう訴えております。

ここは非常に私は重要なうんですが、北海道は酪農の大部分を生産しているところなわけです。この農協組合長さんのこういう意見を聞いて、加工原料乳の不足払い制度見直しについて生産者の理解は得られない、こう言わざるを得ない、こういうふうに思つたんです。

そこで、大臣は、こうした生産現場のこのようないかだらぬふうに思つたんです。

○國務大臣(玉沢徳一郎君) 今回の制度改正に当たって生産者の意見を聞いていないんじゃないのか、その点どうでしようか。

○國務大臣(玉沢徳一郎君) 今回の制度改正に当たって生産者の意見を聞いていないんじゃないのか、その点どうでしようか。

農・乳業関係者の意見を十分聞きまして、新たな酪農・乳業対策大綱を策定し、さらに具体的な法

律改正の内容につきましては、生産者や乳業者の立場を代表する方々及び学識経験者の参加を得まして、乳製品・加工原料乳制度等検討委員会制度部会において十分御検討をいたしましたところです。

○須藤美也子君 大臣が聞いたところの生産者はどういう方々かわかりませんけれども、現場でやっている方々がこういうことを言つてはいる。こういう点はやっぱり真摯に受けとめる必要があるのではないか、こういうふうに思います。

そこで、時間が限られておりまでの法案の内容にちょっと触れさせていただきますが、法案は目的で、「酪農及びその関連産業の健全な発達を促進」と述べております。第十一条二項では、補給金単価は、生産条件、需給事情、経済事情を考慮し、生乳の再生産を確保することを旨として定めています。

しかし、加工原料乳の保証価格、基準取引価格を政府を決める不足払い制度を廃止し市場原理にゆだねたなら、加工原料乳の価格が下落することによっておつしやいませんが、補給金単価は、まず生産条件とあります。これは、この間もあの基本計画の中で論議になりましたけれども、生乳の場合、これは分割コストを下げる、削減する、今も下がっているわけです。需給事情はどうでしょうか。輸入の増加で、政府が不足払い制度改正になるのではなく、私は大変心配しているんです。そういう点で大臣のお考えはいかがですか。

○國務大臣(玉沢徳一郎君) 今まで、生乳等の価格決定に当たりましては、生産者とメーカーとの間に交渉が行われまして、確かに若干下がるところもあつたわけですが、引き上げるという状況はない見なくちゃならない。

私は、今回の制度は、生産者側も体制を整えて交渉力を高める、こういう努力がなされておるわけございまして、各県ごとに行われてきた価格交渉でございまますけれども、しかしこれを見れば明らかだと思うんです。一九八〇年前後、四百八十億円あつたんです。ところが、今年度は約二百六十億円と大幅に減少しています。不足払い制度を廃止すれば一層この予算は削減され、そういうことになりませんか。

○政府参考人(樋口久俊君) お答えいたします。

○須藤美也子君 現実に予算が減つてきているわけです。そういうことを見ても、補給金単価がこれから上がるという見通しはそう単純にはいかない、私はこういうふうに考えております。

牛乳・乳製品の総消費量は米の消費量を追い越す水準にまで高まっているわけですね。これは大臣もお認めだと思うんです。酪農は基幹的産業として日本農業の一翼を担うほどになつてきています。しかし、酪農家の負債総額は全国平均で千四百万円、北海道は三千百四十万円まで増加している、こういうふうに考えざるを得ません。

そこで、お尋ねいたしますけれども、九六年の第三次酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために基本方針、これは二〇〇五年度の生乳生産量を一千十万吨にしております。ところが、この四月に発表された基本方針は二〇一〇年、これから十年後、基本計画の中にもはつきり示されている。わざですが、九百九十三万トンになつています。

○政府参考人(樋口久俊君) これは、下げたといふことは必ずしも正確ではないと思つておりますが、今回見通しをつくりますときに、基準になります年からいろいろな趨勢線を引いたりその後の情報を勘案していくということになるわけになりますが、今回見通しをつくりますときに、基準によります年からいろいろな趨勢線を引いたりする年になりますが、予算は前年度に編成をして要求するということになりますが、予算は前年度に編成をして要求するということになりますことから、当然、翌年度の水準を想定して要求するという仕組みになつておりますが、予算は前年度に編成をして要求するということになりますが、予算は前年度に編成をして要求するということになりますが、予算は前年度に編成をして要求するということになりますが、予算は前年度に編成をして要求するということになりますが、予算は前年度に編成をして要求するということになりますが、予算は前年度に編成をして要求する

スの面ばかりではないと、こう考えております。

○須藤美也子君 つまり、今まで生産保証価格あるいは取引価格、これを政府が決めていたわけですね。その政府が決定したその間の不足払い分をこれまで補給金として出していたわけですね。その価格決定から政府は手を引くわけです。そして、相対取引で行うわけです。市場原理にむだねると。そういうことが実際どういうような状況を招くかということは、既にほかの農産物の現状を見ればわかると思うんです。

そこで、もうちょっと深めてみたいと思うんですが、補給金単価、それから、先ほどそういうメリットもある、下がるばかりではない、そういうが上がる保証は私はほとんどないと思うんです。が上がる保証は私はほとんどないと思うんです。ようなことをおつしやいませんが、補給金

が上がると、下がるばかりではない、そういうことがあります。これは、この間もあの基本計画の中で論議になりましたけれども、生乳の場合、これは二割コストを下げる、削減する、今も下がっているわけです。需給事情はどうでしようか。輸入の増加で、政府が不足払い制度改正になるのではなく、私は大変心配しているんです。そういう点で大臣のお考えはいかがですか。

私は、今回の制度は、生産者側も体制を整えて交渉力を高める、こういう努力がなされておるわけございまして、各県ごとに行われてきた価格交渉でございまますけれども、もっと広域的な立場で進めていく、こういうことであればかなりの力が出てくるものと考えるのであります。そういうことを通じまして、私は適正な価格が決定されいくと考えるわけでございまして、決してマイナ

いろんな事情がござります。

典型的に申し上げますと、一頭当たりの乳量は増加をいたしておりますが、畜産環境問題や、特に最近話題になつておりますゆとりある畜産経営を実現しないといけないのではないかという視点から、飼養頭数がやや減少するという見込みをしました結果、十七年度を目標にしました一千十万トンから二十二年の目標については一・七%の減少になつたということをございます。

○須藤美也子君 九六年第三次基本方針以来、生産量は減少を続けています。

それは、ゆとりある酪農家をつくるためにやつたのではないと思うんです。これはあらゆる指標の中に出ていますよね。酪農家がもう負債を抱えてこれ以上やつていなければいけない、後継者もない、あるいは高齢化が続いている、こういう状況の中でもう生産能力を失っている、生産意欲を失っている、こういう状況の中で生産量が減少し続けています。そういう点で九三年の八百五十五万トンを出発点に第三次計画をしておるわけですが、その出発点からも四万トンも下回っています。

そこで、加工原料乳の農家手取りの保証価格を下げ続けてきたことによつて、今申し上げましたように負債の増大、生産量の減少ですよ。それに今度の法案は、市場原理の導入で価格が一層下がるのは、これは私は必至だと思うんです。政府のこのような酪農政策を続けていくならば、酪農家はさらに離農に追いやられるのでしょうか。○国務大臣(玉沢徳一郎君) まず、生産におきましても需要動向も見なきいかぬと思うんです。ですから、生産面だけ考えて減少するといふだけを強調されておるわけありますけれども、やはり需要を喚起して需要が拡大していくまでもならば、それに応じて生産も伸びるということとも事実であるわけありますから、価格交渉等におきましても、需要が拡大して供給がなかなかそ

れに応じられないというような場合におきましては価格も上がることも想定いたしておるわけありますから、したがいましてすべてマイナスの面だけを強調するではなくして、もつと積極的な観点から見ていく必要があるのではないか、こういう考え方でございます。

○須藤美也子君 私はマイナスのことを言つているんじゃないです。これから日本の酪農をどう発展させていくのか、意欲を持った生産をどのように進めていくのか、これが農政のあり方だと思うんです。そういう点で、私は政府のこののような農政というか方針ですか、今回の法案改正、こういったものをやっぱり変えるべきだと思うんです。

それから、需要との関係とおつしやいましたけれども、需要はふえているんです。そういう点から市場原理にめぐねるのはなくて、農業の基幹部門にふさわしい価格の支援を行つてこそ自給率が向上するのではないか、こういうことを私の方から強く申し上げて、時間になりましたので、終わります。

○谷本義君 初めに、有機畜産について伺いたいと思いますが、その前に、昨年、JAS法改正の際に本委員会が行いました附帯決議のうちの第四項の有機食品表示問題の具体的実施について伺いたいと存じます。

本委員会があのときに附帯決議を行いましたのは、前文で、「本法の運用に当たっては、次の事項の実現について万全を期すべきである」と、こう述べております。そしてその第四項では、「有機食品の表示については、有機農家と消費者の間において信頼関係が保持されている有機農産物の流通実態に特に配慮すること」と、こう述べております。いわゆる提携関係における有機農業生産というものを指してのことであります。

この点について農林水産省は具体的にどう特別な配慮をしたか、伺いたいのです。

○政府参考人(福島啓史郎君) お答えいたしま

今度の改正JAS法では、有機農産物の格付がなされていない農林水産物につきましては、有機農産物という表示が、あるいはこれと紛らわしい表示をしてはならないというふうにされたわけでございます。

これとの関連で、いわゆる産消提携という形で実際に用いられておりますニユースレターとかあるいはパンフレット等、そういうつた情報提供の中でも具体的にどのような行為が表示規制の対象となるのか明確にしてほしいという要望が産消提携の関係者からも出ておるわけでございます。

このために、改正JAS法の附帯決議の趣旨を尊重いたしまして、産消提携の関係者からの照会に答える形で、産消提携の実態を踏まえまして規制の対象となる情報提供活動の内容を明確に示したわけでございまして、さらにこの点を施行通達等におきましても示すこととしているわけでございます。こうした措置は、改正JAS法の附帯決議の四項に言います産消提携に特に配慮するという趣旨を尊重したものであるというふうに考えております。

今後、改正JAS法に基づきます有機食品の検査、認証、それから表示制度の運用に当たりましては、産消提携の実態あるいは動向を十分に注視しまして、必要な場合には産消提携に特に配慮するという附帯決議の趣旨を十分尊重いたしまして、さらなる対応を検討してまいりたいというふうに思つております。

○谷本義君 局長、看板等による案内であるとかニュースレターの発行とかパンフレットの配布などは、もともとこれはJAS法の規制対象外の行為なんですよ。それをもつて附帯決議の趣旨を尊重したと言えるかどうかということについては、さらなる対応を検討してまいりたいというふうに思つております。

○谷本義君 ことしの五月、コーディックスの会議が開かれ、有機畜産の基準の検討が行われております。コーディックスが基準を採択しますというと、これがそのまま国際基準とされてしまう場合が多いのであります。コーディックスが検討しているものの中を見ていますというと、有機飼料一〇〇%を原則とするなど、日本から見るとかなり問題点が多いのではないかと存じます。

これら問題点も含めて政府はどのように対処しておられるか、簡潔に承りたい。

○政府参考人(樋口久俊君) 有機畜産物のガイドラインにつきましてですが、コーディックス委員会、お話をのように、先般一応終了したわけでござりますけれども、この有機食品の生産、加工、表示及び流通に関するガイドラインの一環としてこれはかなり議論のあるところであります。

附帯決議が言つておるのは、改正JAS法の規制対象となる登録認定機関による認定と表示について、生産者・消費者の強い信頼関係が形成されているものについては特別な配慮を求めてのことであります。これはコーディックスとの関係から

しても何ら問題はありません。むしろ、コーディックスの精神に沿うものであります。私が言つてることは、答弁あなたが言われたさらなる対応の検討ということに当たつては、今申し上げた点を十分に酌み取つて御検討いただきたいと思うのですが、いかがでしようか。

○政府参考人(福島啓史郎君) 規制の対象とならない情報提供といたしまして、新聞、雑誌あるいはインターネット等の媒体におきます有機農産物を取り扱っている等の説明、あるいはチラシ、パンフレット、ニュースレター、あるいは看板、それから次週に提供されます物品の注文案内チラシにおきましてそれが有機であるかどうか、あるいは注文書上におきます有機の記載など、先生今御指摘ございました点も含めまして、さらに実態を十分考慮いたしまして、附帯決議の趣旨を尊重して、さらなる対応を検討してまいりたいというふうに思つております。

○谷本義君 ありがとうございます。

統いて、有機畜産基準づくりの対応について伺いたいと存じます。

ことしの五月、コーディックスの会議が開かれ、有機畜産の基準の検討が行われております。コーディックスが基準を採択しますというと、これがそのまま国際基準とされてしまう場合が多いのであります。コーディックスが検討しているものの中を見ていますというと、有機飼料一〇〇%を原則とするなど、日本から見るとかなり問題点が多いのであります。

これら問題点も含めて政府はどのように対処しておられるか、簡潔に承りたい。

○政府参考人(樋口久俊君) 有機畜産物のガイドラインにつきましてですが、コーディックス委員会、お話をのように、先般一応終了したわけでござりますけれども、この有機食品の生産、加工、表示及び流通に関するガイドラインの一環としてこれは九七年の四月から検討が行われてきておりまして、私ども何点か意見といいますか修正案を提案させていただきました。

お話しございましたように、原則としてすべて有機飼料というようなことはやや厳しいということになつてしまつて、これにつきまして一定の場合には例えは八五%とすることができるというような規定があつたわけござりますけれども、それにもかかへてその期限が、世界一律で何年までといふことになつてしまつて、私どもとしてはやはり各国の生産条件が異なることにもうちょっと配慮した方がいいんじやないかというような意見を申し上げまして、ちょうどお話しございました有機飼料の部分につきましては、具体的な期限は各国が決めるといふことでどうだということで、この点の主張は現在一応認められたものと我々は理解をしております。

いずれにしましても、全体の案が来年の七月に検討、採択が行われるということになつておりますので、私どもとしては今お話しがあつたことを踏まえながらいろいろな検討をしないといけないかなと思っております。

○谷本義君 農林省は二年ほど前から有機畜産の勉強会を始めていると伺つておりますけれども、それは基準づくりではないと承つております。

ウルグアイ・ラウンドはあれは完全な後手であります。さつきの有機畜産物の有機基準づくりもこれも後手でありました。今度はその点、先手といいましょうか、おくれせながら対応しようとしている積極さは評価いたしますが、何といつても国内における有機畜産基準づくりを確立するといふことも急がなければなりません。日本有機農研を中心として有機農業・有機畜産関係団体がかなりあるわけでありますから、そういう人たちも含めた検討の場を早急につくるべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○政府参考人(樋口久俊君) お話しございましたように、有機食品、これまでどちらかといふと野菜等の農産物を中心としておりましたけれども、やはり私ども、畜産物についても最近のいろんな内外の関心が高まつてることを背

景に、いろいろ検討する必要があらうかといふことで、平成九年十月に、これは農林省ではございませんが、中央畜産会の中で、畜産に関する生産者団体あるいは加工流通団体等々を中心として有機畜産の検討委員会を開催してきておりまして、まだ検討は続いております。これは恐らく今おしゃつた検討会のことではなかろうかと思つております。

ただ、その中で、今回、コーデックス委員会の一定の方針がわかつたわけでござりますので、私どもとしてはこれの検討を継続するといふよりは、もう少し広目に関係者を集めて、次のステップといいますか、次の段階に向けて、例えば生産、流通、消費段階の皆さんも入れて検討した方がよからうかということになつておりますが、いずれにしても前の検討会の仕切りも間もなくされますので、それを踏まえまして、なるべく早く新たな検討会を開催して検討を深めてまいりたいなど、そういうふうに考えておるところでございます。

○谷本義君 その点は強くお願ひをしておきます。

有機畜産問題の最後に、大臣に見解を承りたいのです。

今も申し上げましたように、基準づくりを急がなきやならぬということ同時に、その振興策を確立するといふことも急がなければなりません。昨年、JAS法改正の際に、この委員会の附帯決議の第一項では次のように述べております。「有機農業の健全な発展を図るため、地域の実情を踏まえた振興策等を早急に確立すること。」と

大臣、制度面、予算面にわたつて有機畜産振興施策の確立を急ぐべきだと思うのですが、いかがであります。

○國務大臣(玉沢徳一郎君) 委員の言われますとおり、この改正法案第十一条第二項に言う「相当部分」につきましては、改正前の第十一条第一項第一号に同様の趣旨の規定が置かれておりまして、この規定ではこれまで五〇%を上回る割合と解してきたところであり、実際には飲用比率が一定期間を平均して五〇%を上回った場合には加工原料乳地域から除外するという取り扱いをしてきませんでした。岩手県の場合は五年引き続きやつてございません。岩手県の場合は五年引き続きやつてございません。したがいまして、今後、

に、地域の実態に応じた生産条件の整備等の振興策を講じておるところございます。

今後、関係者による検討会の御意見や生産実態等も十分踏まえて、有機畜産の振興策についてさらに検討を深め、その確立に努めてまいりたいと

考えております。

○谷本義君 大変慎重な答弁をいただきましたが、今度は大臣、メモによらないで答弁をしていただきたいんですけれども。

法案の問題に入らせていただきます。

伺いたいのは、改正案の言う「相当部分」とは何なのかということであります。

改正案は、加工原料乳について、「生産される生乳の相当部分が加工原料乳であると認められる地域における生乳の再生産を確保」と、こう言つております。ここで言う「相当部分」とは何なのかと云われてまいりました。

北海道の生乳生産における加工乳が占める割合は平成九年で五三・四%であります。十年で五二・九%であります。十一年で五一・四%であります。

この減り方でいきますといふと、間もなく五〇%を割る状態に入りはしないかということが懸念されれます。割った場合にはどうなるのか。助成金を出す根拠がなくなつてしまはしないのか。そのところの問題があるのですが、大臣、どうお考えでしようか。

○谷本義君 大臣はさつき、「暫定法など」と言つたつて国際競争力ができるまではちゃんと暫定できちんとやつていくんだときちつと言われておるわけでありますから、そのところはしかと制度問題のところもお願いをしておきます。

次に伺いたいのは需給適正化の問題であります。

○谷本義君 大臣はさつき、「暫定法など」と言つたつて国際競争力ができるまではちゃんと暫定できちんとやつしていくんだときちつと言われておるわけでありますから、そのところはしかと制度問題のところもお願いをしておきます。

現在、脱脂粉乳は逼迫、バターは過剰、新制度移行で米と同じような状況になりはしないかというのが生産者の不安であります。需給をどう適正にしていくかということは大きな課題になるわけであります。それには適正かつ公正な在庫状況の把握が不可欠であります。

ところが、これまでの例で見てみますといふと、不足したから輸入をする、輸入をしてみたら過剰であつたというような状況というのはたびたび実はありました。的確な在庫調査がされているのかという声も当時ありました。そういう不信を一掃するためにも、輸入と放出事業に携わる畜産のためにも、輸入と放出事業に携わる畜産

振興事業団に調査権を与えてきちつとした調査が

できるような、いわゆる調査の透明化といいましょうか、それをひとつやつてはどうなのかとうふうに考えるのですが、この点いかがでしょうか。

○政府参考人(樋口久俊君) 先生既に御承知のとおり、農畜産業振興事業団は、事業団法に基づきまして指定乳製品等の在庫調査、それから牛乳・乳製品の消費動向調査等の調査そのものの権能は有しております。これらの調査は、農林省も行っております乳製品の在庫、それから大口需要者価格の調査を補完するものとして、お話をございましたように、需給の安定とか制度的の確な運営に不可欠であると私どもは考えて、それは評価をしております。

したがいまして、どうやつてちゃんと調査が行われるかということ大事でございます。今後とも、お話をございましたようなことを踏まえて、必要に応じてその内容をどういう調査をやるか、そういう見直しは検討しなきゃいかぬ、そういうふうに思つておるところでございます。

○谷本謙君 そうしますと、もう一度伺います。が、必要に応じて調査内容の見直しもやるといつた意味の御発言があつたわけありますけれども、それについては、今、私が提起しました調査権の付与といつたようなものまでも一つの論議の対象に置きながら考えていくということなんですか。それは別だとおっしゃるんですか。

○政府参考人(樋口久俊君) 権能はもう既にござるものですから、本当にどういう調査が行われるか、実際運用がちゃんといくかどうか、むしろ私どもはそつちが主眼じゃないかと思っておりまして、そのところをチエックしたいなと思つております。そして、権限をどういうふうに広げていくかというところは、まだ現在のところそこまでは視野には入れていないということでございます。

○谷本謙君 はい、わかりました。
さきようは時間がありませんので、そこはまた後日に譲りますが、最後にもう一つ伺いたいことがあります。

それは、生産費調査にかかる問題であります。

家族労働の評価問題、とりわけ女性労働の評価についてはこれまでいろいろと注文を申し上げてまいりました。今回は制度がえに伴い見直しを必要とする点が出てきているのではないかと思いまして、一つだけ注文申し上げたいのであります。

それは、現行生産費は御存じのように圃場生産費主義をとつております。価格算定の際にもその点は若干の弾力を加えながらやつてきてること私は私も承知しております。今回、制度が変わりまして市場実勢を反映した価格制度ということになつてしまりますというと、これまで以上に販売コストがかかる場合が生じてしまります。生産者が負担する販売費用や管理費用が加わつてくるなどいうふうに感じられる点が少なくないのであります。したがいまして、流通コストを含めた生産費調査といいましょうか、これが必要になつてきているのではないか。この点いかがでしようか。

○政府参考人(樋口久俊君) これも今、先生お話をございましたように御承知のとおりでございます。

新たな補給金単価の算定をします場合にも、算定方式、そういうやり方自体は変わりますけれども、材料として使います推定生産費あるいは乳量の出し方、推定生産費、乳量の変動率を乗ずるという方式を考えておりますが、その内容の推定生産費自体は変わること私は私どもとしては今念頭にないわけでございまして、それらの品目が上がりました場合、例えば今お話をありましたように予算を削減し続けてきたことにあります。一九八〇年前後の最高時にはおよそ四百八十億円でしたが、今年度は約二百六十億円まで削減されています。規模拡大と乳価の下落によって、酪農家の負債額は全国平均で一千四百万円、北海道は三千四十五万円まで増加し、経営不振と将来展望をなくしての離農が後を絶たず、一九九一年には六万户、あつた酪農家が九九年には三万五千戸まで激減しています。

すから、本案に対する質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○須藤美也子君 私は、日本共産党を代表して、加工原料乳の不足払い制度と指定乳製品の価格安定制度という畜産物の価格支持制度を廃止し、加工原料乳と指定乳製品の価格を市場原理にゆだねるものであります。

正する法律案に対し反対討論を行います。

○委員長(若林正俊君) 他に御意見もないようであります。

すから、討論は終局したものと認めます。

以上の点から、本案には賛成することができます。

すから、討論は終局したものと認めます。

すから、討論は終局のと認めます。

すから、討論は終局のと認め

を緩和するための措置の導入に当たっては、生産者の所得の安定に資するよう、その仕組みと運用に十分配慮するとともに、適宜必要な見直し・改善を図ること。

三 国内における乳製品の需給と価格の安定を図るため、農畜産業振興事業団による外国産乳製品の輸入・放出及び乳業者等が行う調整保管について、透明性を確保しつつ、適時・的確に行われるよう措置すること。

四 生産者団体による自主的な生乳の計画生産の効果的な実施に資する需給調整体制の整備及び生乳の価格交渉の条件整備が図られるよう、指定生乳生産者団体の広域化の推進及び機能の強化を支援すること。

五 乳製品取引及び加工原料乳等の生乳取引について、透明性の高い公正かつ適正な価格形成を推進すること。

六 国産牛乳・乳製品の消費の一層の拡大を図るため、その優れた機能や商品に関する情報を的確に消費者に提供するとともに、表示の適正化を推進すること。

特に、需要の増加が見込まれるナチュラルチーズ、生クリーム等について、国内生産の総合的な振興を図るとともに、地域の実情を踏まえた有機畜産の振興策等を早期に検討し、確立すること。

七 國際化に対応して、悪性伝染性疾病の侵入及びその蔓延を防止するため、検疫体制の充実・強化を図ること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(若林正俊君) ただいま小林君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

○賛成者挙手

○委員長(若林正俊君) 多数と認めます。よつて、小林君提出の附帯決議案は多数をもつて本委

員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、玉沢農林水産大臣から発言を求められておりますので、これを許します。玉沢農林水産大臣。

○國務大臣(玉沢徳一郎君) ただいまは法案を可決いただき、ありがとうございました。

附帯決議につきましては、その趣旨を尊重し、今後、最善の努力をいたしてまいります。

○委員長(若林正俊君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(若林正俊君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十六分散会